

和歌山工業高等専門学校諮問委員会設置要項

制 定 平成12年 5月17日

最近改正 令和 5年 4月 1日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の教育研究活動等の充実・発展に資することを目的として、広く学外有識者の意見を求めるため、和歌山工業高等専門学校諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 諮問委員会は、次に掲げる事項について、校長の諮問に応じて協議し、校長に対して助言又は提言を行うものとする。

- 一 本校の教育研究活動に関する重要事項
- 二 本校の自己点検・自己評価に関する重要事項
- 三 本校の運営に関する重要事項
- 四 その他校長が必要と認めた事項

(委員)

第3条 諮問委員会の委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ、本校の充実・発展に関心と理解のある学外者のうちから、校長が委嘱したものの若干名とする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第5条 諮問委員会は、毎年度必要に応じて開催する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、諮問委員会の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成12年5月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。